

平成18年度「消費者モニター」の募集について

公正取引委員会

1 公正取引委員会は、独占禁止法や景品表示法等を運用している国の行政機関で、談合やカルテル、不当な表示や過大な景品提供等を取り締まり、企業間の自由で公正な競争を促すことにより、消費者の利益の保護に努めています。

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を委嘱しており、平成18年度においても新たに全国で900名(予定)の「消費者モニター」を募集します。

「消費者モニター」になられた方には、公正取引委員会が主催する研修会において、公正取引委員会の役割や公正取引委員会が行っている消費者行政について勉強していただくほか、公正取引委員会が行う調査への協力、独占禁止法や景品表示法に違反すると思われる情報の提供、公正取引委員会が行う消費者行政に関する意見や要望の提出などの仕事をさせていただきます。

これらの勉強や仕事を行っていただく際に、専門的な知識や特別な資格は一切必要ありません。一般の消費者の方であれば、どなたでも参加いただける内容です。

公正取引委員会が行う仕事や消費者行政に関心のある方は、どうぞお気軽に御応募ください。

(公正取引委員会ホームページ：<http://www.jftc.go.jp>)

2 「消費者モニター」の応募要領は、次のとおりです。

(1) 応募資格 20歳以上の一般の消費者の方

(2) 応募方法 郵便ハガキに、次の事項を記載の上、お住まいの地区を管轄する公正取引委員会又は公正取引室へ郵送()してください。

(応募先については、末ページの別表を参照してください。)

郵便はがき				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年齢	電話番号	氏名(ふりがな)	〒住所	別表参照
性別				応募先は
(表 面)				
				(裏 面)

職業
(例：会社員，専業主婦，パート等)

家族構成(同居家族)
/ 続柄，年齢，職業
(例：夫40会社員，子9小学生)

最寄りの鉄道駅
(例： 線 駅)

自宅から上記鉄道駅までの所要時間(例：バス 分)

応募理由(150字程度)

【注】御応募いただいた方の個人情報は、個人情報保護に関する法律の規定に従って厳正に取り扱います。また、応募されたハガキは返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

(3) 応募締切 平成18年2月15日(水)(当日消印有効)

- (4) 募集人員 全国で900名(予定)
- (5) 選考 応募者多数の場合は、地域、年齢、その他応募ハガキの記載事項を考慮して選考させていただきます。
- (6) 選考結果 「平成18年度消費者モニター」になっていただく方には、平成18年4月上旬に応募者御本人に通知いたします。
*採用されなかった方には連絡いたしません。あらかじめ御了承ください。
- (7) 任期 平成18年4月から平成19年3月末日までの1年間です。
- (8) 仕事等 消費者モニター研修会への出席
(年2回、平日に、3時間程度で開催を予定しています。開催地については、末ページの別表を参照してください。)
アンケート調査への回答(年数回)
身近な情報の提供、消費者としての意見や要望の提出(随時提供)
その他、公正取引委員会が行う調査等への協力

アンケートへの回答や情報を提供していただく際に、
専門的な知識は必要ありません。

- (9) 謝礼等 謝礼として、年額6,000円のお支払いを予定しています。
ただし、消費者モニター研修会に出席されなかった場合、アンケートに回答いただけなかった場合、情報等の提供数が非常に少ない場合等は公正取引委員会の規定に基づいて減額します。
(謝礼は、年度末に振込みの方法によりお支払いいたします。)
- 消費者モニター研修会に出席いただいた方には、研修会出席1回に対し、上記の謝礼とは別に、3,000円の謝金(交通費込み)をお支払いいたします。
ただし、消費者モニター研修会に出席するために必要な交通費(御自宅から研修会会場までの交通費)が、3,000円を超える方については、前記の謝金に替えて、国の規定に基づいて計算した実費相当分の交通費をお支払いいたします。
(謝金又は交通費は、研修会后、振込みの方法によりお支払いいたします。)
- アンケート等の通信費(郵送料)は公正取引委員会が負担します。
- (10) 応募先・募集に関する問い合わせ先 末ページの「別表」を御覧ください。

(10) 応募先・募集に関する問い合わせ先一覧 (公正取引委員会ホームページアドレス <http://www.jftc.go.jp>)

別表

管轄区域	「消費者モニター」応募先・募集に関する問い合わせ先		研修会開催予定地
関東甲信越地方	〒100-8987 (郵便番号を記入いただければ住所は不要です。) 公正取引委員会 消費者取引課	03(3581)1754	東京都・神奈川県・千葉県及び埼玉県にお住まいの方東京(千代田区 霞が関) 上記以外の県にお住まいの方各県の県庁所在地
北海道地方	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 公正取引委員会 北海道事務所 取引課	011(231)6300	札幌, 旭川, 釧路, 函館, 北見
東北地方	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 公正取引委員会 東北事務所 取引課	022(225)7095	仙台, 青森, 盛岡, 秋田, 山形, 郡山
東海北陸地方 (福井を除く。)	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 公正取引委員会 中部事務所 取引課	052(961)9423	名古屋, 富山, 金沢, 岐阜, 静岡, 津
近畿地方 (福井を含む。)	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 公正取引委員会 近畿中国四国事務所 取引課	06(6941)2175	大阪, 神戸, 京都, 奈良, 和歌山, 大津, 福井
中国地方	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 公正取引委員会 中国支所 取引課	082(228)1501	広島, 岡山, 山口, 松江, 鳥取
四国地方	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎 公正取引委員会 四国支所 取引課	087(834)1441	高松, 松山, 高知, 徳島
九州地方	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 九州事務所 取引課	092(431)6031	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
沖縄地方	〒900-0016 那覇市前島2-21-13 ふそうビル 内閣府沖縄総合事務局 公正取引室	098(863)2243	那覇